

6 浅農第312号
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅川町長 江田 文男

市町村名 (市町村コード)	浅川町 (075043)
地域名 (地域内農業集落名)	荒町・本町・滝輪 (荒町・本町1区・本町2区・滝輪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化による就農人口の減少、担い手不足が課題。農地の集約・集積については主に認定農業者を中心に行っている。今後、若い担い手の確保、育成が大きな課題である。共用施設や設備の維持、管理方法についても簡略化するために検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については段階的に集積・集約を進める。水稻以外の労働生産性の高い作物を生産する。基盤整備や共同ライスセンターの整備など地域一体となって取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で、農業を担うものにより農地利用を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

各農地所有者の判断により活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水路の老朽化が進んでおり、多面的機能制度や土地改良区の補助等を活用しながら維持管理に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

定期的な関係機関等の情報交換・共有を基に新規就農希望者、現農業者への支援に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

田の畦畔の草刈り等、農作業の委託先の確保、ドローン導入などを進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②水稻有機栽培へ移行できるよう講習会等により計画的に進める。

③ドローンを導入し、作業を効率化させる。

⑦多面的機能支払交付金の組織活動を活用し、保全・管理を行う。

⑨畜産農家から出る牛ふんの堆肥を水稻の肥料として利活用する。